

庄内町下水道事業地方公営企業法適用

基本計画書

平成29年9月

庄内町企業課

目 次

第1章	はじめに	1
1	本計画書の目的	1
2	下水道事業の概要	3
第2章	下水道事業の現状と課題	6
1	下水道施設の現状と課題	6
2	下水道事業経営の現状と課題	8
第3章	地方公営企業法の適用	11
1	法適用の目的	11
2	法適用のメリット	12
第4章	法適用の基本方針	13
1	法適用の範囲	13
2	法適用の対象事業	13
3	法適用の時期	13
第5章	法適用への移行事務	14
1	固定資産調査・評価	14
2	システム構築	19
3	法適用に伴う事務手続	19
第6章	実施スケジュール	20

第1章 はじめに

1 本計画書の目的

下水道は、「快適で衛生的な生活環境の確保」及び「河川等の公共水域の保全」等に大きな役割を果たしており、町民生活に欠かすことができないライフラインであり、長期的に安定したサービスの維持継続が求められています。

本町の下水道は、昭和 63 年度供用開始の「農業集落排水事業（以下「農集」という。）」と平成 10 年度供用開始の「公共下水道事業（以下「公共」という。）」及び「特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」という。）」の 3 つの事業によって整備を進めてきました。

平成 27 年度末時点で合併処理浄化槽区域を除いた下水道普及率^{*1}が 100%で、水洗化率^{*2}が 86.9%（公共及び特環区域 84.6%、農集区域 95.4%）となっており、概ね整備は完了しています。

このように本町の下水道事業は、建設の時代から改築・更新を含めた本格的な維持管理・経営の時代へ移行している状況です。

今後は、維持管理が中心となることから、将来にわたり安定的な下水道事業の運営には、経営状況と財政状況の明確化が不可欠です。

全国的にも同様の事例から、国においては、地方公営企業法の適用に向けたロードマップを公表し、総務大臣通知及び総務省自治財政局長通知により、人口 3 万人以上の市区町村の下水道事業については、遅くとも平成 32 年 4 月までに公営企業会計に移行するよう要請され、また、人口 3 万人未満の団体についても、できる限り移行するよう要請されています。

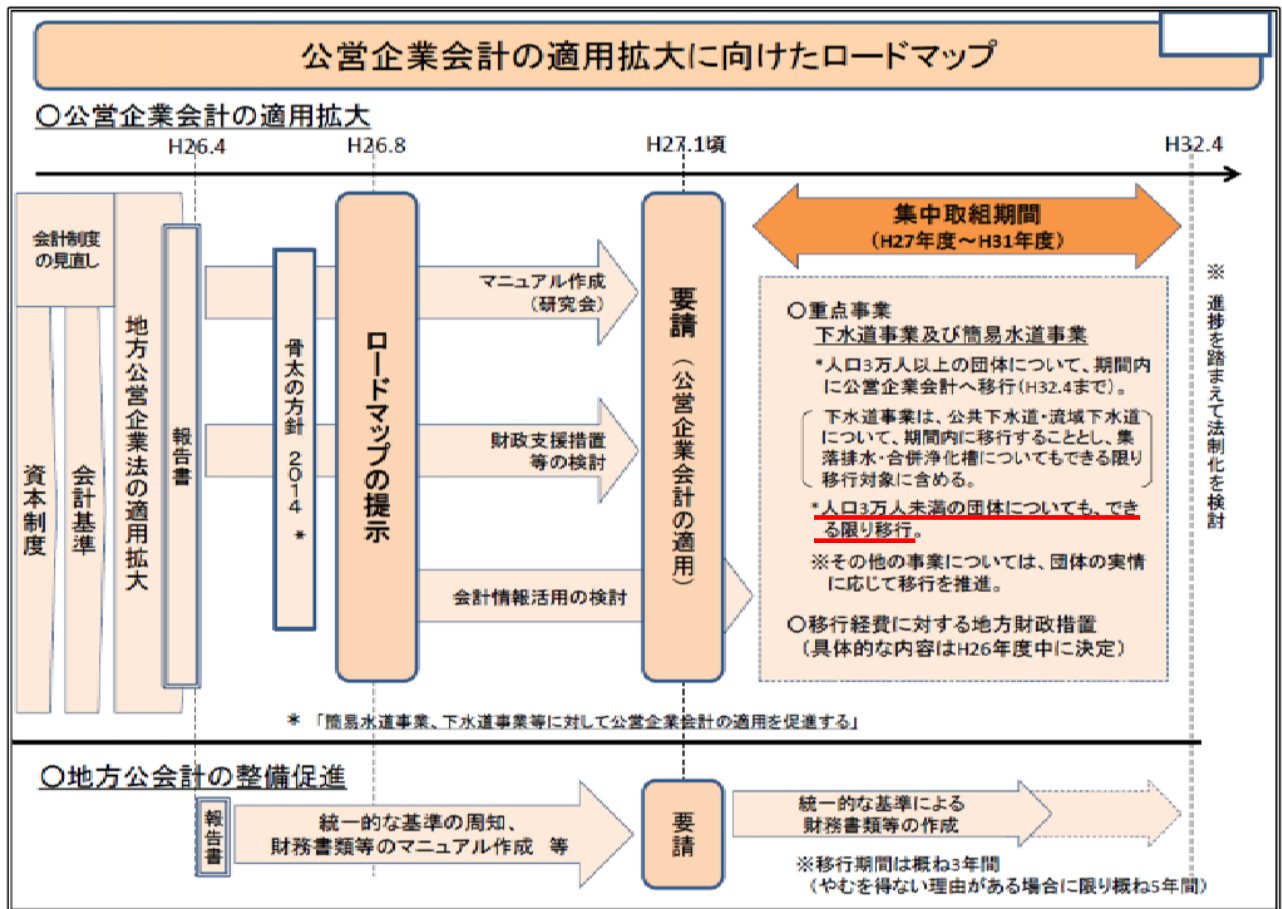
このようなことから、本計画書は、本町の下水道事業における地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）の実施を目的として、前段において本町の下水道の現状と課題を整理し、その課題を解決するための法適用の目的と基本方針を示し、後段においては、具体的な法適用への移行事務についてとりまとめを行うものです。

*1 本計画書では、下水道普及率は、以下の算定式によるものとする。

$$\text{下水道普及率（\%）} = \text{供用開始告示済区域内人口} / \text{下水道計画区域内人口} \times 100$$

*2 水洗化率（\%）＝現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100

図 1-1-1 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ



(平成26年8月 総務省)

2 下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

公共及び特環の実施地域は、余目地域と立川地域の両地域となっています。

本町の公共及び特環は、最上川下流流域下水道事業（県事業）の関連事業として実施しています。

公共及び特環区域の普及率は、平成 27 年度末で 100%となっています。

表1-2-1 公共及び特環の事業概要

地域	処理区	種別	排除方式	事業年度	面積 (ha)
余目	庄内	公共	分流式	H5～H32	451.5
		特環	分流式	H17～H32	130.5
立川	庄内	特環	分流式	H5～H32	144.7

※面積は、計画処理区域面積とする。

(2) 農業集落排水事業

農集の実施地域は、余目地域と立川地域の両地域となっています。

余目地域、立川地域ともに7地区で、計14地区すべてが供用を開始し、現在に至っています。

農集の普及率は、平成27年度末で100%となっています。

表1-2-2 農集の事業概要

地域	地区名	事業期間	面積 (ha)
余目	沢新田	S61～S63	11
		H15～H16 (機能強化)	
	古関	S63～H2	15
	小出新田	H3～H5	40
	堀野福原	H5～H7	22.2
	千河原	H7～H9	18.6
	平岡	H9～H11	19.2
	返吉	H11～H13	22.9
立川	三添	H3～H5	34.5
		H19～H20 (機能強化)	
	荒鍋	H4～H6	18.5
	千本杉	H6～H8	4.7
	桑田	H7～H9	6.5
	木ノ沢中村	H9～H11	33.7
	中島生繰沢	H10～H12	13.4
	松肝	H13～H16	18.5

※面積は、計画処理区域面積とする。

(3) 下水道施設の概要

平成 27 年度末の下水道施設概要は、以下のとおりです。

表1-2-3 公共及び特環の施設概要

処理区	管路延長 (k m)	マンホールポンプ (基)	処理施設 (箇所)
流域関連公共下水道 (庄内処理区) 余目地域	75.3	24	—
流域関連特環公共下水道 (庄内処理区) 余目地域	27.4	17	—
流域関連特環公共下水道 (庄内処理区) 立川地域	28.2	11	—
合計	130.9	52	

表1-2-4 農集の施設概要

地域	処理区数 (箇所)	管路延長 (k m)	マンホールポンプ (基)	処理施設 (箇所)
余目	7	25.1	26	7
立川	7	19.9	12	7
合計	14	45.0	38	14

第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道施設の現状と課題

(1) 管路施設の老朽化

管路施設の整備状況は、平成 27 年度末で約 176 km 布設しています。

本町では、現在、布設後 30 年以上経過している管路施設はありませんが、布設後 30 年を経過すると道路陥没等のリスクが急激に増加するという国土交通省の調査結果が公表されており、今後、管路施設の維持管理と改築又は更新を行っていく必要があります。

図 2-1-1 管路整備延長の推移

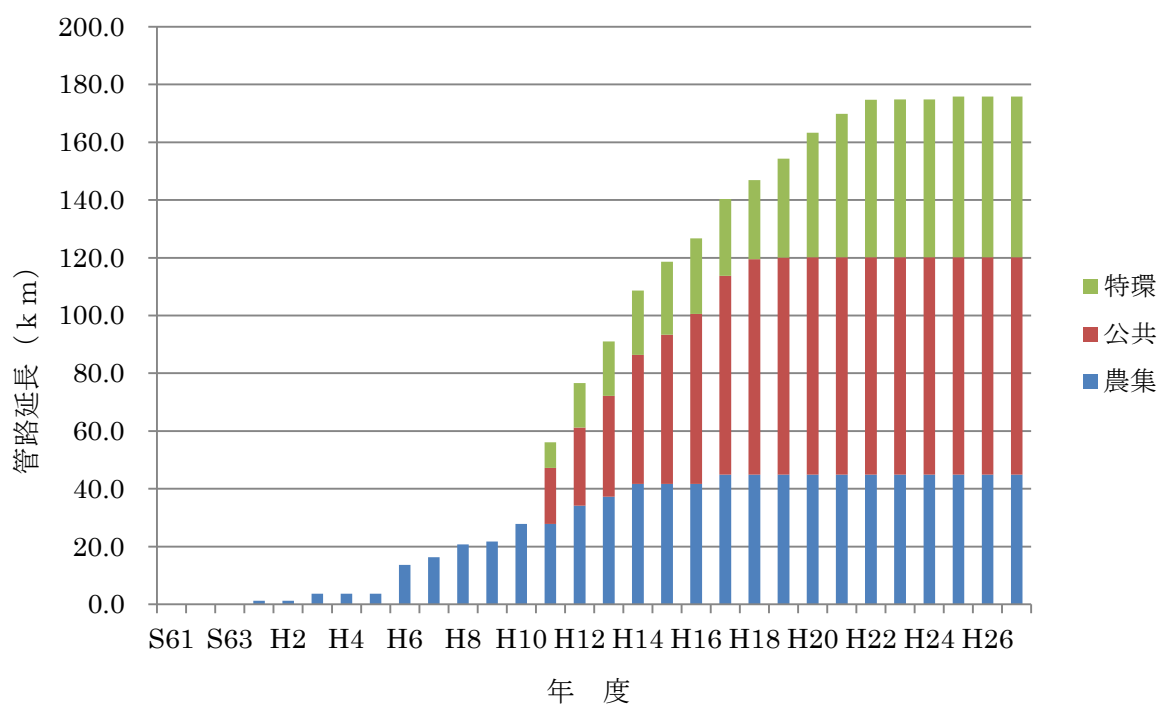
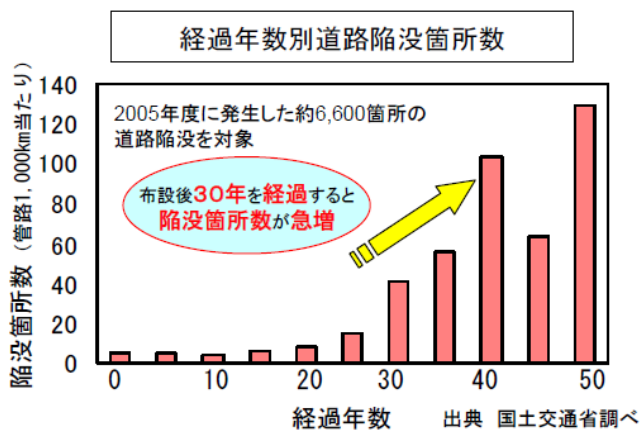


図 2-1-2 経過年数別道路陥没箇所数 (全国)



(1) 処理施設及びマンホールポンプ場の老朽化と施設の効率性

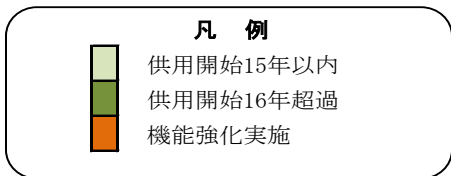
流域関連の公共及び特環は、本町独自の処理施設を有してはませんが、数多くのマンホールポンプ場を有しており、定期的に更新していく必要があります。

農集の処理施設及びマンホールポンプ場は、機械・電気設備の耐用年数である15年を経過した施設が多く存在することから、改築・更新を行っていく必要があります、施設更新計画に基づき計画的に進める必要があります。

また、処理人口の減少により、現在流入している汚水量に対して、処理能力が過大となっていないか検証する必要があります。

図 2-1-3 農集処理施設の経過年数と機能強化状況

地域	種別/地区	H01～H10					H11～H20					H21～H30				
余目	沢新田															
	古関															
	小出新田															
	堀野福原															
	千河原															
	平岡															
	返吉															
立川	三添															
	荒鍋															
	千本杉															
	桑田															
	木ノ沢中村															
	中島生繰沢															
	松肝															



2 下水道事業経営の現状と課題

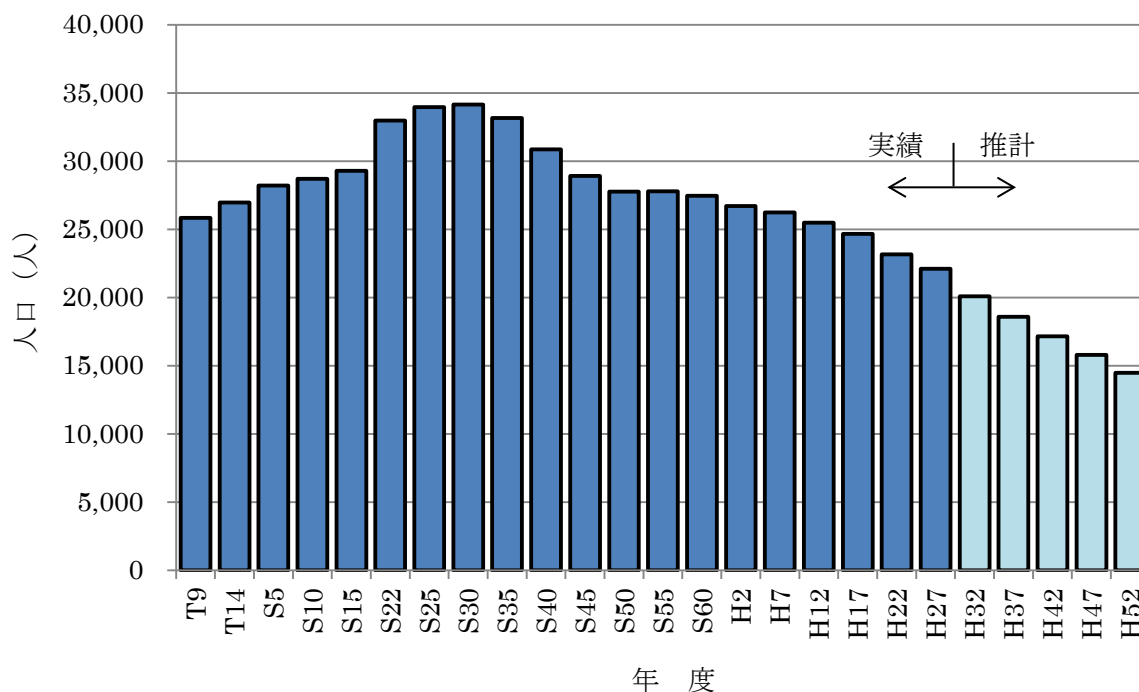
(1) 人口減少に伴う下水道使用料収入の減少

本町の人口は、昭和 30 年ころがピークで、その後、減少傾向にあります。

平成 25 年 3 月に、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」では、平成 27 年度末の人口 22,108 人に対し、平成 52 年度末の人口は 34.5% 減の 14,471 人と予測しています。

このことから、将来的に、急激な人口減少による処理水量の変化に伴い使用料収入が減少していくことが懸念されます。

図 2-2-1 庄内町の人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所

但し、平成 27 年度は実績値に修正

(2) 下水道事業指標の分析

本町の下水道事業の経営状況について、経営指標を用いて平成27年度の数値を分析すると、水洗化率は、公共と特環で全国平均を下回っています。

使用料単価は、公共と農集で全国平均より高くなっています。

汚水処理原価は、特環と農集で類型平均と全国平均より大幅に安くなっており、経費回収率も特環と農集で類型平均と全国平均より大幅に高くなっています。農集については、故障した機械・電気設備の修理費用を抑えているため、結果的に、経費回収率が高くなったものと考えられます。

表2-2-1 公共分析表

経営指標	H26	H27	類型平均	全国平均	類型順位
1 有収率 (%)	105.9	106.4	89.7	79.2	1/58
2 水洗化率 (%)	87.8	88.2	76.4	94.7	10/58
3 使用料単価 (円/m ³)	157.01	157.21	172.39	137.65	43/58
4 汚水処理原価 (円/m ³)	157.09	159.54	255.41	139.69	54/58
5 経費回収率 (%)	99.9	98.5	67.5	98.5	11/58

表2-2-2 特環分析表

経営指標	H26	H27	類型平均	全国平均	類型順位
1 有収率 (%)	105.9	106.4	90.0	86.5	2/106
2 水洗化率 (%)	77.2	78.4	79.1	81.3	59/106
3 使用料単価 (円/m ³)	157.72	158.31	171.64	161.96	72/106
4 汚水処理原価 (円/m ³)	157.85	163.12	251.8	250.68	93/106
5 経費回収率 (%)	99.9	97.0	68.2	64.6	20/106

表2-2-3 農集分析表

経営指標	H26	H27	類型平均	全国平均	類型順位
1 有収率 (%)	94.3	94.6	91.4	91.7	88/197
2 水洗化率 (%)	95.1	95.4	87.8	84.5	59/197
3 使用料単価 (円/m ³)	158.09	158.92	151.39	152.97	82/197
4 汚水処理原価 (円/m ³)	184.35	181.04	253.38	289.8	151/197
5 経費回収率 (%)	85.8	87.8	59.7	52.8	34/197

※経営指標の算出式

- 1 有収率 (%) = 年間有収水量 / 年間汚水処理水量 × 100
- 2 水洗化率 (%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100
ただし、現在水洗便所設置済人口 = 水洗便所を設置して汚水処理をしている人口
- 3 使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 / 年間有収水量
- 4 汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 (維持管理費 + 資本費) / 年間有収水量
- 5 経費回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 (維持管理費 + 資本費) × 100

※表2-2-1～表2-2-3で汚水処理原価及び経費回収率は、分流式下水道等に要する経費控除後の数値。

(3) 下水道の課題

現在、管路施設等の整備については概ね完了しています。しかしながら、下水道使用料収入の減少傾向、施設老朽化に伴う更新需要や故障や破損に伴う修繕費用の増加が見込まれるため、限られた財源の中でいかにリスクとコストのバランスを踏まえ、最適な規模での合理的な施設更新を進めることができるかが、下水道事業の経営を安定的に継続するうえで重要な課題となります。

また、本格的な施設更新時期を迎えるにあたり、公営企業として投資資産と資金回収の状況を把握し、将来の投資需要を適正に予測して経営のあり方を考えていかなければなりません。

現行の官公庁会計では、期間損益計算や投資資産の概念がなく、経営的視点による財政状況の検証ができないことから、公営企業会計への移行による財務状況の明確化が急務となっています。

第3章 地方公営企業法の適用

1 法適用の目的

下水道は、町民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本です。

しかし、将来的に、改築・更新費用の増加、人口減少による処理水量の減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれ、非常に厳しい経営環境に置かれることが予想されます。

これらに対応し、町民に安定した下水道サービスを提供するためにも、「経営基盤の強化」と「持続可能な事業運営の確立」が必要になっています。

法適用は、経営の視点を重視する公営企業会計方式を導入することによって、町民の視点に立ち、健全かつ安定的な事業経営を構築することを目的としています。

表 3-1-1 官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

項目	官公庁会計方式	公営企業会計方式								
予算区分	歳入・歳出	収益的収支と資本的収支に区分								
経理方法	単式簿記	複式簿記								
経理認識	現金主義	発生主義								
資産	なし	減価償却（資産管理）の導入								
出納整理期間	翌年度5月末まで	なし								
経営分析	年度単位の現金の動きのみを管理するため、適切な経営状況の把握や経営見通しがわかりにくい。	複式簿記により、経営状況を明確に把握することができる。								
決算	<p>【会計年度内の現金の動き】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center;">歳出</td> <td style="background-color: #f08080; color: white; text-align: center;">歳入</td> </tr> </table>	歳出	歳入	<p>【会計年度内の収益費用】</p> <p style="text-align: center;">損益計算書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center;">費用</td> <td rowspan="2" style="background-color: #f08080; color: white; text-align: center;">収益</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00; color: black; text-align: center;">利益 欠損金</td> </tr> </table> <p>【ある時点の資産負債残高】</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center;">資産</td> <td style="background-color: #f08080; color: white; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c0504d; color: white; text-align: center;">資本 (準資産)</td> </tr> </table>	費用	収益	利益 欠損金	資産	負債	資本 (準資産)
歳出	歳入									
費用	収益									
利益 欠損金										
資産	負債									
	資本 (準資産)									

2 法適用のメリット

法適用に伴い導入される公営企業会計方式では、複式簿記が採用されること等によって、以下のような効果が期待されます。

(1) 経営状況の明確化と説明責任の向上

- ① 損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することにより、官公庁会計では見えにくかった「1年間の経営成績は黒字か赤字か。」などの経営状況や「資産をどの程度もっているのか。借入金はいくらあるのか。」などの「財政状況」の情報が明らかになります。
- ② 法適用する下水道事業は、複式簿記ルールにより情報が整理されているため、類似の公営企業との経営比較や財務指標による財務分析が容易にできるようになります。
- ③ 上記のような情報を公開することにより、これまで以上に町民への説明責任を果たすことができます。

(2) 使用料の明確化

- ① 公営企業会計方式では、期間損益計算により費用を把握します。このことにより、使用料収益に対する費用を明確化することができますので、より適正な使用料の対象原価を算定できます。
- ② 事業年度ごとに発生する費用とその対価になる使用料収益バランスが適正であるかを、町民にわかりやすく説明することができます。

(3) 職員意識の向上

経営状況や財政状況の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に職員のコスト意識が高まり、下水道経営に対する職員意識が向上します。

(4) 消費税の節税効果

法適用による経理方法の変更により減価償却費の仕組みが導入されるため、消費税計算の特例を受けることで、節税効果が期待できます。

※消費税法基本通達

(地方公営企業の減価償却費に充てるための補助金の使途の特定)

16-2-4 地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う。

第4章 法適用の基本方針

1 法適用の範囲

法適用の範囲は、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」の2種類があります。

本町では、同じ企業課内で水道事業及びガス事業が「全部適用」であり、事務効率化の観点及び、より機動的で弾力的な経営が可能となることから「全部適用」を採用します。

表 4-1 全部適用と一部適用の比較表

項目	全部適用	一部適用
適用される規定	地方公営企業法の全ての規定	地方公営企業法のうち一部規定 (財務規定等のみ)
会計方式	企業会計方式	同左
組織体制	原則として管理者を設置 (条例で置かないことができる) 管理者が業務を執行	地方公共団体の長が業務を執行
職員身分	地方公営企業労働関係法の適用	地方公務員法の適用

2 法適用の対象事業

本町の下水道は、公共、特環及び農集の3つの事業により整備を進めてきており、3事業を1つの会計として処理する形式で地方公営企業法を適用します。

現状は、3事業とも下水道サービスを提供していることにかわりなく、同一の会計による運営、情報開示による説明責任を果たす事が経営に資すると考えます。

3 法適用の時期

法適用のためには、下水道の膨大な資産を把握することが必要で、法適用に伴う条例等の改正、会計システムの新規導入や職員研修の実施等の事務的調整を考慮し、法適用の時期を平成31年4月1日とします。

表 4-2 法適用準備業務の概略スケジュール

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 法適用基本計画書策定	■		
② 固定資産調査及び評価		■	
③ システム構築		■	
④ 法適用事務		■	

↑
法適用

第5章 法適用への移行事務

1 固定資産調査・評価

法適用した場合の経理方法（複式簿記）においては、下水道管路のように支出の効果が長期にわたって持続するもの（資産）については、建設した年度の費用ではなく、翌年度以降に費用（減価償却費）として計上することになります。また、地方公営企業法第20条第2項及び附則2項の規定に基づき、これまでに投入された資金が、有形・無形の財産として、どのような価値を持つ状態で存在し、かつ、運用されているか、また、将来どのような費用が生じるかを明らかにする必要があるため、資産調査を行います。

◇地方公営企業法

（計理の方法）

第20条

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

附則

（資産の再評価）

2 地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

(1) 資産の分類

資産は、固定資産、流動資産、繰延資産の3つに大きく分類されます。（地方公営企業法施行令第14条）

「固定資産」と「流動資産」の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」としています。（ワン・イヤールール）

資産の分類は、表5-1-1のとおり。

表 5-1-1 資産の分類

資産	固定資産	有形固定資産	土地、建物及び付属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品、リース資産、建設仮勘定等
		無形固定資産	営業権、借地権、地上権、特許権、ソフトウェア、リース資産等
		投資	投資その他の資産
	流動資産	当座資産	現金預金、未収金、有価証券、短期貸付金等
		たな卸資産	貯蔵品、製品、原材料等
		その他の流動資産	前払費用、前払金、保管有価証券、仮払消費税・地方消費税等
	繰延資産	鉄道事業に係る災害損失（繰延経理するものとされた災害損失に限る）	

※資産調査の対象となるものは、具体の有形固定資産、法律上の権利等を示す無形固定資産及び投資その他の資産に分類される「固定資産」である。

出典：日本下水道協会下水道事業における企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-

(2) 下水道事業における固定資産

下水道が所有する主な固定資産は、以下のとおりです。

表 5-1-2 有形固定資産

区分		説明	
有形固定資産	土地	事務所用地	事務所、施設等のための土地等 庁舎等専ら事務所のために用いる土地
		施設用地	管路、中継ポンプ場、処理場等構造物のために用いる土地
		その他用地	倉庫等上記以外の土地
	建物	事務所用建物	事務所、施設等の建物であり、建物に付属する電気、冷暖房、換気等の設備を含む 庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
		施設用建物	ポンプ場、処理場等の建物
		その他建物	倉庫等上記以外の用に供されている建物
	構築物		下水管路等土地に定着する土木施設及び工作物
		管路施設	排水用の管路、人孔、ます等の施設
		ポンプ場施設	下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
		処理場施設	下水処理のための施設
	機械及び装置	その他構築物	上記以外の構築物
			下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置
		電気設備	下水設備の受配電設備、変圧器設備等
		ポンプ設備	ポンプ設備等
	車両運搬具	処理機械設備	下水の処理に要する設備等
		その他機械及び装置	上記以外の機械及び装置
		自動車、車両及びその他運搬具	
	工具、器具及び備品	機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のもの	
	リース資産	リース契約の内容によってリース資産計上対象となったもの	
建設仮勘定	資産の取得を行ったが、未完成等により当該資産が供用されない場合など		
その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産		

注) 有形固定資産とは、営業の用に供する目的をもって所有する資産で、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具、器具及び備品等をいう。

出典：日本下水道協会下水道事業における企業会計導入の手引き(移行対応版)-2015年版-

表 5-1-3 無形固定資産

区分		説明
無形固定資産	流域下水道施設利用権	流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産

注) 無形固定資産とは、有償で取得した借地権及び地上権等をいい、有償で取得したものに限る。

出典：日本下水道協会下水道事業における企業会計導入の手引き(移行対応版)-2015年版-

(3) 資産の調査方法の比較

資産の調査方法に関しては、各事業主体の判断に委ねられています。そのため、資産の調査方法や資産の整理単位などについては、活用方法や資産調査に必要な資料の有無などに配慮し、十分に検討した上で方針を決定する必要があります。

資産調査の方法については、資産の整理単位の選択によりいくつかの方法がありますが、「下水道事業における企業会計導入の手引き(移行対応版)2015年版」(社)日本下水道協会)では、簡易整理手法、標準整理手法、詳細整理手法の3つに手法が紹介されています。

各資産整理手法の比較は、表 5-1-4 及び表 5-1-5 のとおりです。

表 5-1-4 各資産整理手法の比較表

項目	簡易整理手法	標準整理手法	詳細整理手法
概要	勘定科目及び耐用年数の区分に沿った資産整理単位で調査及び評価を実施する。	管路に関しては、工事毎に整理し、処理施設・設備等に関しては、主要機器構成で1資産とする。 (1資産の内容を明確にする。)雨水・汚水区分も明確化する。	実体資産を管理するシステムデータを利用して、資産整理を実施する。なお、台帳システムがない場合は、台帳システムを構築することから始める。
主な調査資料	決算書、決算説明書、工事履歴、決算統計、施設工事設計書	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳、補助申請図書など	決算書、決算説明書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳、補助申請図書など
資産整理単位	勘定科目	勘定科目＋工事毎＋施設構成	勘定科目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位
作業の難易度	工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。	資産が多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。	資産調査に加えて台帳作成を行うために完成図書などを理解する知識が求められる。
作業期間 (資産調査の作業期間)	短期間 (約1年)	やや長期 (1～2年)	長期 (約2～3年)
直営での可能性	直営でもできる。委託した場合でも安価。	直営でもできるが組織体制を整える必要がある。日常業務への負担が大きい。	台帳作成に関する部分は委託する必要がある。
委託費	安価	やや高価	高価(台帳システムの導入費が必要)
資産数	少	やや多	多
減価償却費・長期前受金戻入の観点	資産の括りが大きいため、実態とそぐわない。そのため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことが考えられる。長期前受金戻入についても同様である。	資産の括りが実態とある程度一致する考え方であるため、特に問題はない。長期前受金についても、資産毎で整理するため問題はない。	標準整理手法と同様。
異動処理などの対応 (除却など)	除却資産の特定が難しい。	比較的簡単に除却資産の特定が行える。	台帳システムの情報を活用できるため、確実な除却資産の特定が可能となる。
新規資産登録などの運用	簡単	やや簡単	台帳等の新規情報構築運用が必要。

出典：日本下水道協会下水道事業における企業会計導入の手引き(移行対応版)-2015年版-

表 5-1-5 資産整理単位の例

固定資産科目		施設分類	簡易整理手法	標準整理手法	詳細整理手法
管路施設		管路施設	地方公営企業法施行規則などに規定されている勘定科目や耐用年数に区分する。	工事単位	工事別に管種・口径別の延長で整理
処理場・ポンプ場	建物	建築構造物		棟単位	棟単位
		建築機械設備		同上	設備種別毎（空調機、ファンなど）
		建築電気設備		同上	設備種別毎（電灯設備など）
	構築物	土木構造物		主要施設単位（例：初沈、反応タンク、終沈等）	主要施設単位（例：初沈、反応タンク、終沈等）
		場内整備施設		主要施設単位（例：場内道路、雨水排水、植栽等）	主要施設単位（例：場内道路、雨水排水、植栽等）
	機械及び装置	機械設備		主要機器単位（ポンプ、ゲート等改築更新の取替単位）	機器単位（ポンプ、ゲート等改築更新の取替単位）
電気設備		主要機器単位（操作盤、発電機等改築更新の取替単位）		機器単位（操作盤、発電機等改築更新の取替単位）	
その他資産		土地、備品、車両運搬費		購入・購買資産や無形固定資産	購入・購買資産や無形固定資産

出典：日本下水道協会下水道事業における企業会計導入の手引き(移行対応版)-2015年版-

(4) 資産の調査方法の決定

改築や更新時の除却等の資産管理の面から管路施設と処理施設・マンホールポンプ場の資産の調査方法を区別します。

① 管路施設

管路施設は、工事ごとの内訳が整理されていれば足り、経理上の資産と実体資産に乖離が少なく、特に問題はないことから「標準整理手法」により整理します。

② 処理施設・マンホールポンプ場

処理場・マンホールポンプ場施設の機械・電気設備は、個々の耐用年数が比較的短く管路施設に比べて早い時期で改築や更新が行われるため、標準整理手法では、経理上の資産と実体資産に乖離が生じるおそれがあることから、「詳細整理手法」により整理します。

2 システム構築

一般的には、法適用に際し、経理を処理する「企業会計経理システム」と資産を管理する「固定資産管理システム」の導入が必要となります。現在、本町が上水道・ガス事業で導入しているシステムがあり、実績及び経費節減の面から当システムを優先に検討していきます。

3 法適用に伴う事務手続

法適用に伴い必要な各種事務手続を行います。

(1) 条例・規則等の制定及び改廃

法適用に伴い、関連する条例・規則等の制定及び改廃を行います。

- ① 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例等の制定及び改正
- ② 会計事務処理に関する規則等の制定及び改正
- ③ 現行条例等の改廃

(2) 職員研修

公営企業会計を導入することにより、表 3-1-1 のとおり会計方式等が変更となるため、関係職員に対し企業会計の概念及び処理方法等を習熟するための研修を行います。

(3) 予算編成及び決算

平成 31 年度の予算編成より、法に基づいた事務を行うこととなります。また、平成 30 年度については、平成 30 年度会計処理を全て終了させるため平成 31 年 3 月 31 日をもって打切り決算を行い、平成 31 年 4 月 1 日より会計年度を確実に変更し公営企業会計方式に変更します。

第6章 実施スケジュール

作業項目	平成29年度												平成30年度												平成31年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1 基本計画																											
①法適用基本方針策定	→																										
②法適用基本計画書策定		→	→	→	→																						
2 資産調査及び評価																											
①資料収集・整理（設計書、他）						→	→	→	→	→	→	→															
②決算書の検討整理						→	→	→	→	→	→	→															
③固定資産情報の検討整理（管路施設）						→	→	→	→	→	→	→															
④固定資産情報の検討整理（処理施設）						→	→	→	→	→	→	→															
⑤固定資産情報の検討整理（その他）						→	→	→	→	→	→	→															
⑥間接費及び財源の検討整理、減価償却計算											→	→															
⑦資産管理基図作成						→	→	→	→	→	→	→															
⑧現地調査（処理場、マンホールポンプ場）							→	→	→	→	→	→															
3 法適用移行業務、調整事項																											
①基本方針の検討	→	→	→	→	→																						
②関係部局との調整事項整理						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→				
③条例・規則整備の調整、方針検討											→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→				
④金融機関の指定等																→	→	→	→	→	→	→	→				
⑤新予算編成																											
・予算科目、勘定科目の検討													→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→				
・予算案の検討																→	→	→	→	→	→	→	→				
・予算要求作成																							→	→			
・予定開始貸借対照表、予定貸借対照表の作成																							→	→			
・特例的収入及び支出予算作成																							→	→			
⑥打切決算																											
・予算繰越等の確認、調整																							→	→			
・出納閉鎖と決算作成																									→	→	→
・未収金、未払金の把握																							→	→			
⑦職員研修会														●	●	●	●										
⑧事務引き継ぎ																										→	→
⑨税務署への届出																										→	→
⑩総務大臣への報告																										→	→
4 システム構築																											
①公営企業会計システム構築													→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	